

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和40年岩手県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="165 902 528 1144">1 企画理事、復興局長、会計管理者、本庁の部長、秘書広報室長、<u>国体・障がい者スポーツ大会局長</u>、出納局長、理事及び技監</td> <td data-bbox="528 902 770 1144">[略]</td> </tr> </table>	1 企画理事、復興局長、会計管理者、本庁の部長、秘書広報室長、 <u>国体・障がい者スポーツ大会局長</u> 、出納局長、理事及び技監	[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="852 902 1214 1144">1 企画理事、復興局長、会計管理者、本庁の部長、秘書広報室長、出納局長、理事及び技監</td> <td data-bbox="1214 902 1457 1144">[略]</td> </tr> </table>	1 企画理事、復興局長、会計管理者、本庁の部長、秘書広報室長、出納局長、理事及び技監	[略]
1 企画理事、復興局長、会計管理者、本庁の部長、秘書広報室長、 <u>国体・障がい者スポーツ大会局長</u> 、出納局長、理事及び技監	[略]				
1 企画理事、復興局長、会計管理者、本庁の部長、秘書広報室長、出納局長、理事及び技監	[略]				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="165 1144 528 1576">2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、会計指導監、部付及び局付</td> <td data-bbox="528 1144 770 1576">復興局長、部長、秘書広報室長、<u>国体・障がい者スポーツ大会局長</u>又は出納局長</td> </tr> </table>	2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、会計指導監、部付及び局付	復興局長、部長、秘書広報室長、 <u>国体・障がい者スポーツ大会局長</u> 又は出納局長	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="852 1144 1214 1576">2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、会計指導監、部付及び局付</td> <td data-bbox="1214 1144 1457 1576">復興局長、部長、秘書広報室長又は出納局長</td> </tr> </table>	2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、会計指導監、部付及び局付	復興局長、部長、秘書広報室長又は出納局長
2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、会計指導監、部付及び局付	復興局長、部長、秘書広報室長、 <u>国体・障がい者スポーツ大会局長</u> 又は出納局長				
2 本庁の副部長、副室長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、会計指導監、部付及び局付	復興局長、部長、秘書広報室長又は出納局長				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="165 1576 528 2049">3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学 I L C 推進室、台風災害復旧復興推進室、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員（室長並びに政策</td> <td data-bbox="528 1576 770 2049">[略]</td> </tr> </table>	3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学 I L C 推進室、台風災害復旧復興推進室、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員（室長並びに政策	[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="852 1576 1214 2049">3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学 I L C 推進室、台風災害復旧復興推進室、<u>国際室</u>、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員（室長並</td> <td data-bbox="1214 1576 1457 2049">[略]</td> </tr> </table>	3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学 I L C 推進室、台風災害復旧復興推進室、 <u>国際室</u> 、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員（室長並	[略]
3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学 I L C 推進室、台風災害復旧復興推進室、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員（室長並びに政策	[略]				
3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学 I L C 推進室、台風災害復旧復興推進室、 <u>国際室</u> 、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員（室長並	[略]				

<p>監、調整監、ふるさと振興監、地域連携推進監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。)</p>	
<p>4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</p>	<p>総括課長、総括調査監、報道監、総務事務センター所長、政策監、調整監、ふるさと振興監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監又は会計指導監</p>
<p>5 県南広域振興局の部長、保健福祉室長及び特命参事並びに沿岸広域振興局及び県北広域振興局の地域振興センター、保健福祉環境センター、農林振興センター、水産振興センター及び土木センターの所長（岩泉土木センター所長を除く。）及び室長</p>	<p>[略]</p>
<p>6 [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	

<p>びに政策監、調整監、ふるさと振興監、<u>地域振興監</u>、地域連携推進監、<u>国際監</u>、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。)</p>	
<p>4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</p>	<p>総括課長、総括調査監、報道監、総務事務センター所長、政策監、調整監、ふるさと振興監、<u>地域振興監</u>、地域連携推進監、<u>国際監</u>、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監又は会計指導監</p>
<p>5 <u>広域振興局の審査指導監（盛岡広域振興局盛岡審査指導監、県南広域振興局花巻審査指導監及び一関審査指導監並びに県北広域振興局久慈審査指導監の審査指導監を除く。）</u>並びに県南広域振興局の部長、保健福祉室長及び特命参事並びに沿岸広域振興局及び県北広域振興局の地域振興センター、保健福祉環境センター、農林振興センター、水産振興センター及び土木センターの所長（岩泉土木センター所長を除く。）及び室長</p>	<p>[略]</p>
<p>5の2 <u>県南広域振興局花巻審査指導監及び一関審査指導監の審査指導監並びに広域振興局の職員で審査指導監の担当区分にある職員</u></p>	<p>審査指導監</p>
<p>6 [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	

<p>9 広域振興局の職員で5の項から前項までに掲げる職員並びに局長、保健福祉環境技監、副局長、盛岡広域振興局、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の部長並びに県北広域振興局の農業改良普及室長及び農村整備室長並びに沿岸広域振興局及び県北広域振興局の経営企画部県税室長以外のもの</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	

(職務専念義務免除)

第7条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号。以下「特免条例」という。）第2条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（様式第5号）を所属長を経由して秘書課、総務室、政策推進室、企画室若しくは出納局の管理課長、復興局復興推進課総括課長、国体・障がい者スポーツ大会局総務課総括課長、労働委員会事務局審査調整課総括課長又は収用委員会事務局長（以下「管理課長等」という。）に提出しなければならない。ただし、短時間等の場合で別に定めるものについては、職務専念義務免除承認整理簿（様式第6号）に所要事項を記入して所属長の承認を受けることにより（電磁的方法を使用する場合には、別に定める方法により）、職務専念義務免除申請書の提出を省略することができる。

2・3 [略]

<p>9 広域振興局の職員で5の項から前項までに掲げる職員並びに局長、保健福祉環境技監、副局長、盛岡広域振興局、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の部長並びに<u>盛岡広域振興局盛岡審査指導監及び県北広域振興局久慈審査指導監の審査指導監</u>並びに県北広域振興局の農業改良普及室長及び農村整備室長並びに沿岸広域振興局及び県北広域振興局の経営企画部県税室長以外のもの</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	

(職務専念義務免除)

第7条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号。以下「特免条例」という。）第2条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（様式第5号）を所属長を経由して秘書課、総務室、政策推進室、企画室若しくは出納局の管理課長、復興局復興推進課総括課長、労働委員会事務局審査調整課総括課長又は収用委員会事務局長（以下「管理課長等」という。）に提出しなければならない。ただし、短時間等の場合で別に定めるものについては、職務専念義務免除承認整理簿（様式第6号）に所要事項を記入して所属長の承認を受けることにより（電磁的方法を使用する場合には、別に定める方法により）、職務専念義務免除申請書の提出を省略することができる。

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。